地域力推進部 資料10番

所管 久が原特別出張所

「久が原二丁目計画に係る基本協定」の締結について

経過

本件土地 (久が原二丁目7番1号) は、平成7年より民間事業者の 職員寮として活用されてきたが、令和2年に住友不動産(株) (以下「事 業者」という。) に土地及び建物が売却され、現在、共同住宅建設に 向けた開発 (以下「本開発」という。) が進められている。

このたび、「久が原地域集会所の整備」、「消防団分団本部施設 (団小屋) 敷地の提供」、「公園及び広場等の整備」や、久が原地区 自治会連合会からの地区要望を踏まえた「久が原出世観音と庚申 塚の存置」などを規定する「久が原二丁目計画に係る基本協定」に ついて、令和3年7月12日付けで区と事業者との間で締結した。

土地・建物概要等(現況)



開発地

○所在地:久が原二丁目7番1号

○用途地域:第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

○土地面積:約10,180㎡

久が原地域集会所

○所在地:久が原二丁目7番17号

○用途地域:第一種低層住居専用地域

○土地面積:363.57㎡ ○建物面積:358.22㎡

基本協定

基本協定骨子

- ○「久が原出世観音」と「庚申塚」の存置 (内容)
 - ・久が原出世観音と庚申塚の、本開発の敷地内への「存置」
 - ・事業者による「管理」の実施

○久が原地域集会所の整備

(内容)

- ・事業者による「新・久が原地域集会所」の整備
- ・区が所有する「久が原地域集会所」及びその敷地と、事業者が整備した「新・久が原地域集会所」及びその敷地の交換

○消防団分団本部施設(団小屋)敷地の提供 (内容)

・「消防団分団本部」が建設できる敷地の東京消防庁への提供

○公園及び広場等の整備

(内容)

・事業者による「公園及び広場等(開発面積の6%以上)」の整備

○ (その他項目)

・協定の解除、協定の変更、協定の有効期間、守秘義務、誠実協議

今後の予定

区が所有する「久が原地域集会所」及びその敷地と、事業者が整備した「新・久が原地域集会所」及びその敷地の交換に向け、引き続き、区と事業者との間で協議を進めるとともに、所要の手続きを進めていく。